

令和6年第5回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年5月29日(水)午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第12号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
報第9号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	欠席
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和6年第3回農業委員会総会を開会する。本日は、欠席者は無く、15名中14名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立しているこ

きるのか聞いてみたところ、なんとかやるという気持ちであるとの事であった。近隣は山林なので回りへの影響は少ないだろう。

話が戻るが申請番号1については夫はやる気があるが、妻は無いとのこと。

8番 以前、申請があった件だが素性の知れない人に渡すと後になって農地が荒れてしまい、近隣の農業者が困ることになる。

そういった経緯で荒れた農地には、事務局から草刈りの依頼を行ってもらいたい。

議長 現場へ事務局が直接行って確認することは、なかなかできることではないので、委員の皆さんには情報提供をしてもらい、そこで事務局が対応を行うという事をお願いしたい。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第12号の事案1について採決を行う。議第12号の事案1を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第12号の事案1は承認することに決定する。

議長 続けて議第12号の事案2について、地元委員から意見があれば発言願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第12号の事案2は承認することに決定する。

議長 次に、報第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を報告する。報第5号について事務局より説明を願う。

事務局 報第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」受理したことを報告する。

議長 発言がないようなので、報第9号を終了する。以上をもって本日の議案を終了する。

議長 他に議案以外で発言はないか。

委員1 小動物用の檻を所持している人から、檻が破損してしまったので、市役所に、修理を頼めるとか、補助が受けられるとか、何らかの対応がしてもらえる事は無いかとの質問を受けた。その点について、教えてもらいたい。

事務局 小動物用の檻を環境課で貸し出しています。それ以外については、個人で購入し対応をしてもらっています。それに対しての補助金などはありません。イノシシ捕獲用の大きい檻に関しては、農林担当で管理、設置などをおこなっています。

委員8 以前、動物が檻にかかった時に、警察に連絡し対応をしてもらった事があるが、その際、檻などは許可がなかった場合、始末書などをとるとの事であった。本来は、小動物用の檻にしても、どこの誰が、どこに設置するかなどの情報を提示しなければならないらしい。獲ったものの、手続きの関係で嫌な思いをするケースもあるので、注意が必要。

事務局 特定外来生物（ヌートリア、アライグマなど）を獲る為の檻は、環境課で、許可を出して貸し出すものになります。許可なしで捕まえてしまうと、動物保護法違反などになるケースがある。

議長 他にご発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないようなので、その他、事務局の方で連絡事項等あれば説明を願う。

事務局 駅北ファーム11周年祭のお知らせ
農業祭を11月30日に開催するお知らせ
地域計画にあたり、地区ごとに農業委員の協力を要請
水利組合の状況について、各委員から聞取り

次回開催は6月26日 4階会議室 14時から

議長 それでは、以上をもって本日の第5回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後3時15分)

事務局

事務局長 前田 剛

書記 藤井 憲

書記 岡田 聡

令和6年5月29日

議事録署名

8番

10番

議長